

輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領

輸出注意事項 8 第16号 8 貿易局第372号

平成8年9月5日 貿易局

最終改正 輸出注意事項2025第11号・20250417貿易局第1号

令和7年5月14日 貿易経済安全保障局

通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント(以下「ワッセナー・アレンジメント」という。)が平成8年7月に発足しました。ワッセナー・アレンジメントでは、輸入証明書(Import Certificate. 以下「I C」という。)及び通関証明書(Delivery Verification Certificate. 以下「D V」という。)を確認することとはされていないため、今後、輸出の許可に当たっては、輸入国からのI C及びD Vの提出は必要としないこととする。

ただし、輸入に当たって、輸出者が輸出国政府機関からI C及びD Vを求められることがあり得るので、輸入者が輸出者から要求を受けた場合には、下記に定めるところによりI C及びD Vを発給することができるものとし、平成8年9月13日から実施する。

なお、本件の実施により、「輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領」(昭和33年7月28日付け33通局第2216号)については、廃止する。

記

1. I C発給の条件

I Cは、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1中欄に掲げる貨物を輸入しようとする者から別紙様式第1による国際輸入証明書発給願の提出があった場合には、次の条件に適合することが認められた後、発給することができるものとする。

- (1) 当該貨物の輸入に当たって、I Cを必要とする場合であって、かつ、申請者が輸入承認証、輸入割当証明書又は輸入契約書若しくはこれに準ずるものにより輸入することが確認されること。ただし、国際見本市出品物については、国際見本市事務局の発給する当該貨物が国際見本市出品物である旨の証明書をもって上記書類に代えることができる。
- (2) 国際輸入証明書発給願に次の事項が誓約されていること。

① 当該貨物を本邦に輸入すること及び本邦に輸入通関しない場合は経済産業大臣の許可なくして他の仕向地に転送しないこと。

② 当該貨物の一部又は全部についてその輸入が完了した後、遅滞なく、相手国の輸出者にD Vを送付すること。

(3) 国際輸入証明書発給願の記載事項に虚偽のないこと。

2. I Cの発給事務等

(1) I Cは、別紙様式第2のイによる原本(Original)、別紙様式第2のロによる副本(Duplicate)、別紙様式第2のハによる写し(Triplicate)及び別紙様式第2のニによる税関確認用各1通からなるものとする。

(2) I Cの記載にはタイプライター等を用いるものとし、記載事項について訂正を要する場合には、新たに作成し直すものとする。

(3) I Cの発給に関する事務は、経済産業局(経済産業省設置法(平成11年法律第99号)第10条でいう経済産業局(通商事務所を含む。))をいう。以下同じ。)又は沖縄総合事務局(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)において行う。

- (4) ICの発給に当たっては、原本及び税関確認用各1通を申請者に交付するものとする。ICの原本は、申請者から相手国の輸出者に送付し、税関確認用ICはDV発給申請用として使用するものとする。
- (5) 経済産業局又は沖縄総合事務局は、ICの発給を行った場合は、副本及び写しを保有するものとする。ただし、相手国政府機関から要求があれば、副本を別紙様式第3の送付状に添付して直接送付するものとする。また、IC発給件数(国別)月報を翌月末までに貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告するものとする。
- (6) 経済産業局又は沖縄総合事務局は、IC発給後、当該輸入契約が取り消された場合は、遅滞なく、申請者からICの原本の返却を求め、その旨を安全保障貿易審査課に報告するものとする。
- (7) ICの番号欄には、番号の前にIC発給経済産業局又は沖縄総合事務局の略号(付表第1)及び年号(下2桁)を付し、番号の後に相手国の国コード(付表第2)を付するものとする。

例：近畿経済産業局発給のスロバキア向けIC番号

OSA-01-番号-246

- (8) ICの署名欄は、経済産業局産業部長(北海道経済産業局、東北経済産業局及び関東経済産業局にあつては、総務企画部長、中部経済産業局にあつては、地域経済部長、近畿経済産業局及び九州経済産業局にあつては、国際部長)、通商事務所長若しくは沖縄総合事務局経済産業部長又はあらかじめ定められたその代行者が行う。ただし、副本、写し及び税関確認用の署名欄は、ゴム・スタンプをもって署名に代えることができる。経済産業局又は通商事務所におけるICの署名者又は署名代行者は、別紙様式第4により氏名、署名その他必要事項を安全保障貿易審査課に届け出るものとする。ICの署名者又は署名代行者が変更されたときも同様とする。

なお、ICの署名者及び署名代行者は、安全保障貿易審査課に届け出た後でなければICの署名欄に署名し、又は署名に代えるゴム・スタンプを押印してはならない。

3. DVの発給等

- (1) DVは、別紙様式第5による原本(Original)及び副本(Duplicate)各1通からなるものとする。
- (2) DVの発給に関する事務は、税関において行う。
- (3) DVの記載にはタイプライター等を用いるものとし、記載事項について訂正を要する場合には、新たに作成し直すものとする。
- (4) DVは、申請者から申請書の提出があった場合には、次の条件に適合すると認めた場合に限り、発給することができるものとする。
- ① 当該貨物は、その輸入に際してICを取得したものであること。
 - ② 当該貨物は、すでに本邦の外国貿易の管理に関する諸法令の適用を受けるようになったものであること。
 - ③ 申請書の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) DVの発給に当たっては、原本を申請者に交付するとともに、申請者から提出されたIC(税関確認用)の裏面に所定の証明を行うものとする。DV原本は申請者からICの送付先へ送付するものとする。

別紙様式第1(省略)

別紙様式第2のイ～ニ(省略)

別紙様式第3(省略)

別紙様式第4(省略)

別紙様式第5(省略)

付表第1

関東経済産業局	TKY
近畿経済産業局	OSA
中部経済産業局	NAG
九州経済産業局	FUK
中国経済産業局	HIR
四国経済産業局	STK
東北経済産業局	SEN
北海道経済産業局	SAP
横浜通商事務所	YOK
神戸通商事務所	KOB
沖縄総合事務局	OKI

付表第2(国コード表)

103	大韓民国
105	中華人民共和国
106	台湾
108	香港
112	シンガポール
113	マレーシア
129	マカオ
153	カザフスタン
202	ノルウェー
203	スウェーデン
204	デンマーク
205	イギリス
206	アイルランド
207	オランダ
208	ベルギー
209	ルクセンブルク
210	フランス
213	ドイツ
215	スイス
217	ポルトガル
218	スペイン
220	イタリア
222	フィンランド
223	ポーランド
224	ロシア
225	オーストリア

2 2 7	ハンガリー
2 3 0	ギリシャ
2 3 1	ルーマニア
2 3 2	ブルガリア
2 3 4	トルコ
2 3 8	ウクライナ
2 3 9	ベラルーシ
2 4 5	チェコ
2 4 6	スロバキア
3 0 2	カナダ
3 0 4	アメリカ
4 1 0	ブラジル
4 1 3	アルゼンチン
5 0 1	モロッコ
5 0 3	アルジェリア
5 2 4	ナイジェリア
5 3 3	コンゴ民主共和国
5 5 1	南アフリカ
5 5 4	ザンビア
6 0 1	オーストラリア
6 0 6	ニュージーランド